

自動車事故等にあつて健康保険で治療を受けるときは 必ず 健保組合 に 届出 を!

自動車事故など他人の行為（第三者行為）により、けがをしたときも健康保険で治療を受けることができますが、その治療費は加害者が負担すべきものであり、健保組合は一時的に費用を立て替えている状態です（窓口負担を除く）。後日、立て替えた費用を加害者側に請求することとなります。そのため、健康保険で治療を受ける場合は、すみやかに「第三者行為による傷病届」などの必要書類を提出してください。

こんな場合も第三者行為です

- 工事現場の落下物でけが
- 自転車と衝突してけが
- 他人のペットにかまれてけが
- 外食や購入した食品で食中毒
- 不当な暴力行為でけが
- スポーツ中に接触や衝突でけが

ただし

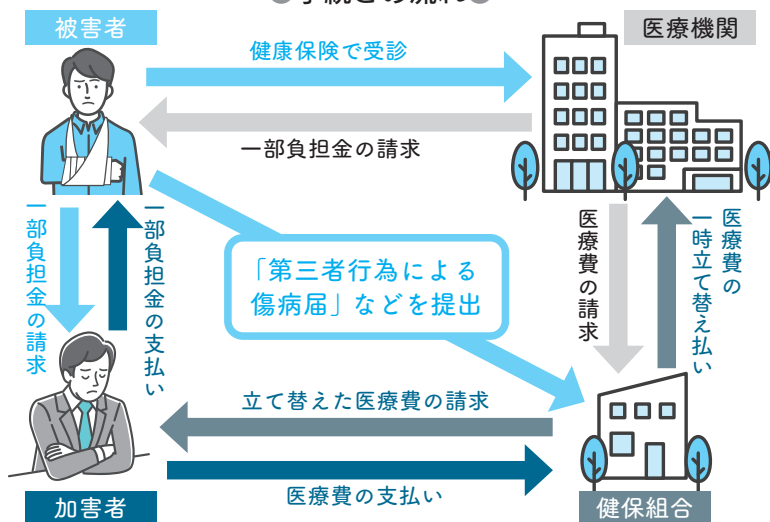
業務中や通勤時のけがは、労災保険（労働者災害補償保険）の適用となりますので、健康保険は使えません。

必ず健保組合に「第三者行為による傷病届」を提出してください

健康保険を使って治療を受けると、本来加害者が負担すべき医療費を、健保組合が一時的に立て替えることになります。

健保組合は後日、加害者に対して立て替えた費用を請求しますので、必ず「第三者行為による傷病届」などの必要書類を必ず提出してください。

●手続きの流れ●



示談は慎重に

示談の内容によっては、健康保険で治療を受けられなくなることがあります。被害者が自分で医療費を負担することになり、かかった費用を健保組合に返還していただく場合もあります。

示談は慎重に行うとともに、示談する前には必ず健保組合にご相談ください。

